



福岡県医第2019号(地)

平成26年10月23日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「児童福祉法の一部を改正する法律」の制定に伴う指定医療機関
及び指定医制度について (周知依頼)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、本年5月30日に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成27年1月1日より新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が開始されることについては、平成26年9月16日付け福岡県医第1674号(難病及び小児慢性特定疾病の患者に対する新たな医療費助成制度における「指定医」、「協力医療難病指定医」及び「指定医療機関」の要件等について)にてお知らせしていましたが、今般、福岡県内における当該制度の開始にあたり、別紙の通り、福岡県保健医療介護部、北九州市子ども家庭局、福岡市こども未来局および久留米市健康福祉部の四自治体連名で、本会に対して周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれまして本制度の趣旨をご了知いただくとともに、制度移行に伴い、助成対象者が不利益を被ることの無いよう貴会会員に対する十分な周知をお願いいたします。

なお、

- 1) 当該制度における「指定医療機関」の要件等詳細につきましては別紙1の通りですが、平成27年1月1日以降、小児慢性特定疾病患児が助成を受けるには、管轄する自治体の長(福岡県知事、北九州市長、福岡市長及び久留米市長)があらかじめ指定した保険医療機関、保険薬局、健康保険法に規定する指定訪問看護事業者が行う医療のみが対象となります。従って、現在当該自治体と個別に委託契約を締結している医療機関等を含め、小児慢性特定疾病患児が受診する可能性のあるすべての保険医療機関は事前に申請を行い、指定を受ける必要がありますのでご注意ください。(自治体によっては、委託契約のある医療機関に個別に通知しており、本通知と内容が重複する場合がございますのでご注意ください。)

- 2) 当該制度における「指定医」の要件等詳細につきましては別紙2の通りですが、治療に関しては上記「指定医療機関」の医師（指定医以外でも可）が行うことができますが、診断書（医療意見書）の作成に当たっては、管轄する自治体の長（福岡県知事、北九州市長、福岡市長及び久留米市長）があらかじめ指定した医師（指定医）のみが作成可能となります。従って、小児慢性特定疾病患児の診断書を作成する可能性のあるすべての医師は事前に申請を行い、指定を受ける必要がありますのでご注意ください。（※各自治体（県外を含む）において診断書の作成を行う可能性がある場合は、それぞれの自治体の長宛てに申請が必要となりますのでご注意ください。（例：福岡市と久留米市の指定医療機関で小児慢性特定疾病の診断書を作成する可能性がある場合は、福岡市長及び久留米市長宛て指定医師申請が必要。））

記

【本件に関する問合せ先・送付先】

（※ホームページに様式が掲載されますので、ダウンロードし、郵送にてご提出ください。）

医療機関（勤務先） 所在地	問合せ先および 申請書提出先
下記を除く 福岡県内	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 福岡県保健医療介護部健康増進課母子保健係 (TEL) 092-643-3307 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syouman-fukuoka1.html
北九州市	〒803-8501 北九州市小倉北区内 1-1 北九州市子ども家庭局こども家庭部子育て支援課母子保健係 (TEL) 093-582-2410 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/file_0019.html
福岡市	〒810-8620 福岡市中央区天神 1丁目 8-1 福岡市こども未来局こども部こども発達支援課母子保健係 (TEL) 092-711-4178 (URL) 作成中
久留米市	〒830-0022 久留米市城南町 15-5 久留米商工会館 4階 久留米市保健所健康推進課健康増進チーム (TEL) 0942-30-9729 (URL) 作成中

公印省略

26健第3342号
北九州市支第1150号
こ発第482号
26健推第840号
平成26年10月10日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県薬剤師会長 } 殿

福岡県保健医療介護部長
北九州市子ども家庭局長
福岡市こども未来局長
久留米市健康福祉部長

「児童福祉法の一部を改正する法律」の制定に伴う指定医療機関
及び指定医制度について（依頼）

母子保健行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成26年5月30日に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まります。
これに伴い、標記制度が導入され、別添資料のとおり、申請手続きが必要となりました。

つきましては、貴会員へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

福岡県保健医療介護部健康増進課母子保健係
(電話) 092-643-3307

北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課
母子保健係

(電話) 093-582-2410

福岡市こども未来局こども部こども発達支援課
母子保健係

(電話) 092-711-4178

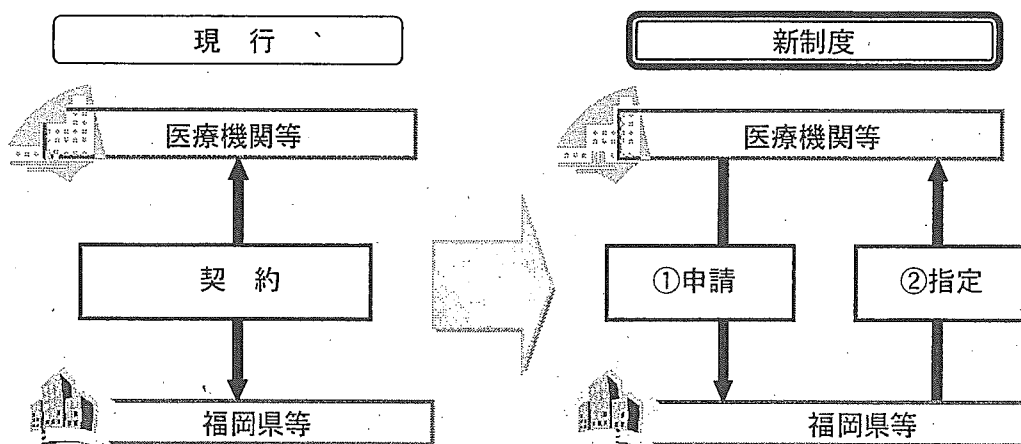
久留米市保健所健康増進課健康増進チーム

(電話) 0942-30-9729

新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度における指定医療機関の申請手続について

指定医療機関について

- ◆ 児童福祉法の一部が改正され、平成27年1月1日から、新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されます。
- ◆ 新制度では、都道府県知事・指定都市市長・中核市市長の指定を受けた医療機関等（以下「指定医療機関」といいます。）が行う医療に限り、小児慢性特定疾病患児の方が助成を受けることができます
- ◆ 指定医療機関の指定を受けるためには、申請の手続が必要になります。
- ◆ 裏面に申請手続等を記載しております。御参照の上、必要な手続きを行ってくださいますようお願いいたします。
- ◆ 現行制度における委託契約を締結している医療機関等も、新制度では申請が必要になります。



小児慢性特定疾病患児の方が、生活に身近な地域で医療を受けることができるよう、指定申請に御協力くださいますようお願いいたします。

指定医療機関の要件・責務

【要件】（児童福祉法 第19条の9第1項）

- ◆ 以下の医療機関等であること。
 - 保険医療機関（病院、診療所）
 - 保険薬局
 - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
- ◆ 児童福祉法第19条の9第2項で定める欠格事項（申請書裏面参照）に該当していないこと。

【責務】（児童福祉法第19の11・12・13）

- ◆ 指定医療機関は、小児慢性特定疾病患児の療養生活の質の向上を図るため、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を行わなければならない。
- ◆ 指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。
- ◆ 指定医療機関は、小児慢性特定疾病医療支援の実施に関し、知事等の指導を受けなければならない

【有効期間】

- ◆ 指定を受けた日から6年間です。

留意事項

- ◆ 指定後、県又は市より申請者宛に指定書を送付します。
- ◆ 指定医療機関の名称、所在地等は、県又は市のホームページ等で公示します。
- ◆ 指定の有効期間は6年間です。

指定医療機関の申請手続

下記機関のホームページより様式をダウンロードし、郵送で提出してください。

医療機関の所在地	問合せ先及び提出先
下記を除く福岡県内	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 福岡県保健医療介護部健康増進課母子保健係 (TEL) 092-643-3307
北九州市	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課母子保健係 (TEL) 093-582-2410
福岡市	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 福岡市こども未来局こども部こども発達支援課母子保健係 (TEL) 092-711-4178
久留米市	〒830-0022 久留米市城南町15番地5 久留米商工会館4階 久留米市保健所健康推進課健康増進チーム (TEL) 0942-30-9729

(誓約項目)

児童福祉法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

児童福祉法（抜粋）

- 第19条の9第2項 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。
- 一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 二 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 申請者が、第十九条の十八の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 五 申請者が、第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日（第七号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 六 申請者が、第十九条の十六第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 七 第五号に規定する期間内に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前六十日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 八 申請者が、前項の申請前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 九 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
 - 十 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書
(病院又は診療所)

保険医療機関	名 称	
	所在地	(電話番号:)
	医療機関コード	
開設者	住 所	
	氏名又は名称	
	生年月日	
	職 名	
標榜している診療科目		
役員の氏名、生年月日及び職名		(別紙1)
上記のとおり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。 また、同法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。 年 月 日 開 設 者 住 所 氏名又は名称 () 殿 印		

(別紙1)

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（ ）

ふり 氏	がな 名	生年月日	職 名

新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度における 指定医の申請手続について

指定医について

- 児童福祉法の一部が改正され、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されます。
- 新制度では、小児慢性特定疾病患児の方は、都道府県知事・指定都市市長・中核市市長の定める医師（「指定医」）の作成した診断書（医療意見書）を添えて申請する必要があります。
現行の小児慢性特定疾病医療費助成の疾病について、本年12月31日までに申請する場合には、現行どおり指定医でない医師が診断書を作成できます。
- 指定医の指定を受けるためには、申請手続が必要になります。

指定医の要件・責務

【要件】

指定を受けるためには、以下の①又は②の要件を満たす必要があります。

- ① 疾病の診断又は治療に5年以上従事した経験があり、関係学会の専門医（※1）の認定を受けていること。
- ② 疾病の診断又は治療に5年以上従事した経験があり、知事等が行う研修（※2）を修了していること。（※3）
 - ※1 専門医のリストは別紙を御覧ください。
 - ※2 研修は、内容が決まりましたら県等のホームページに掲載しお知らせしますが来年以降の開催となる予定です。
 - ※3 経過措置として、小児慢性特定疾病の診断及び治療に従事した経験があり、今後知事等が行う研修を平成29年3月31日までに受ける意思がある場合は、指定医としてみなされます。

【責務】

- 小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成すること。
- 患者データ（医療意見書の内容）を登録システムに登録すること。（現在、国がシステム構築中のため、次年度以降の予定）

【有効期間】

- 指定を受けた日から5年間です。

留意事項

- 要件の①又は②のいずれにおいても、可能な限り早めに申請手続きをお願いします。
- 指定後、県又は市より申請者宛に指定書を通知します。
- 指定を行った後、主たる勤務先の医療機関及び氏名等を県又は市が公表します。

申請手続き

下記機関のホームページより様式をダウンロードし、郵送で提出してください。

勤務先の医療機関の所在地	問合せ先及び提出先
下記を除く福岡県内	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 福岡県保健医療介護部健康増進課母子保健係 (TEL) 092-643-3307
北九州市	〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課母子保健係 (TEL) 093-582-2410
福岡市	〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1 福岡市こども未来局こども部こども発達支援課母子保健係 (TEL) 092-711-4178
久留米市	〒830-0022 久留米市城南町 15 番地 5 久留米商工会館 4 階 久留米市保健所健康推進課健康増進チーム (TEL) 0942-30-9729

【申請に係る留意事項】

- 勤務する医療機関が複数あり、いずれにおいても小児慢性特定疾病に係る医療意見書を作成する予定がある場合は、各医療機関の所在地を管轄する自治体にそれぞれ申請が必要です。

ただし、管轄する自治体が同一の場合は、主たる勤務先を記載した申請書 1 通の申請で結構です。

- 複数の自治体に申請する場合、福岡県内は様式を統一していますので、申請先の宛名を管轄する首長に書き換え申請してください。ただし、県外については様式が異なる場合がありますので、各自治体にお問合せください。

- 記載事項に変更があった場合は、変更の届出が必要です。

小児慢性特定疾病指定医指定申請書

平成 年 月 日

殿

氏 名

印

〒

住 所

電話番号

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定を受けたいので、児童福祉法施行規則第7条の11の規定に基づき申請します。

生 年 月 日		大 正 年 月 日 昭 和 成		性 別	男 ・ 女	
医籍登録番号				医 籍 登録年月日	大 正 年 月 日 昭 和 成	
記載 い① ず又 れは か② をの	①	専門医の 名 称	専門医の認定 機関（学会）		専門医の有効期間	平成 年 月 日迄
	②	研 修 の 名 称		研 修 了 日	平成 年 月 日	
※ 上記の①又は②の欄は、①専門医要件で申請を希望する場合 ②研修修了要件で申請を希望する場合に記載してください。						
勤 務 先 の 医 療 機 関 (※1)		医 療 機 関 名				
		所 在 地		〒		
		電 話 番 号				
		担 当 す る 診 療 科				

※1 小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請に必要な医療意見書を作成する可能性のある主たる医療機関で、各管轄にある勤務先を記載してください。

添付書類

1. 経歴書（様式第〇号－2）
2. 医師免許証の写し
（裏面に書換等の記載のあるものは、裏面も添付のこと）
3. 専門医に認定されていることを証明する書類の写し又は指定医の研修修了を証明する書類の写し

（裏面に続く）

(裏面)

○ 表面の勤務先以外に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関があれば記載してください。

1	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	

経 歴 書

※5年以上の診断又は治療に従事した経験（臨床研修期間を含む。）があることが分かれば、全ての経歴をご記載いただく必要はありません。

平成 年 月 日現在

フリガナ			性 別	生 年 月 日	
氏 名	印		男 ・ 女	大正昭和 平成 年 月 日	
診断又は治療に 従事した期間	従事した診療科	従 事 し た 医 療 機 関 名			
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
自 年 月					
至 年 月					
合 計 期 間		計 年 か月			

参考資料 1

小児慢性特定疾病指定医の要件である「学会が認定する専門医」とは、厚生労働大臣が定める以下の専門医となります。

学会名	専門医名称	学会名	専門医名称
日本内科学会	総合内科専門医	日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本小児科学会	小児科専門医	日本放射線腫瘍学会 日本医学放射線学会	放射線治療専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医	日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本精神神経学会	精神科専門医	日本手外科学会	手外科専門医
日本外科学会	外科専門医	日本脊髄外科学会 日本脊椎脊髄病学会	脊椎脊髄外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医	日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	日本心身医学会	心身医療専門医
日本眼科学会	眼科専門医	日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	日本大腸肛門病学会	大腸肛門病専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	日本気管食道科学会	気管食道科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	日本人類遺伝学会	臨床遺伝専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医	日本超音波医学会	超音波専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医	日本核医学会	核医学専門医
日本病理学会	病理専門医	日本輸血・細胞治療学会	日本輸血・細胞治療学会 認定医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医	日本東洋医学会	漢方専門医
日本救急医学会	救急科専門医	日本温泉気候物理医学会	温泉療法専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医	日本臨床薬理学会	臨床薬理専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医	日本産業衛生学会	産業衛生専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医	日本病態栄養学会	病態栄養専門医
日本循環器学会	循環器専門医	日本透析医学会	透析専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医	日本臨床腫瘍学会	がん薬物療法専門医
日本血液学会	血液専門医	日本総合病院精神医学会	一般病院連携精神医学 専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科(内科・小児科 ・産婦人科)専門医	日本アフェレンス学会	血漿交換療法専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医	日本ペインクリニック学会	ペインクリニック専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医	日本脳卒中学会	脳卒中専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医	日本臨床細胞学会	細胞診専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医	日本心療内科学会	心療内科専門医
日本感染症学会	感染症専門医	日本頭痛学会	頭痛専門医
日本老年医学会	老年病専門医	日本てんかん学会	てんかん専門医
日本神経学会	神経内科専門医	日本インターベンショナル ・ラジオロジー学会	IVR専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医	日本脳神経血管内治療学会	脳血管内治療専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医	日本肝胆膵外科学会	肝胆膵外科高度技能 専門医
日本呼吸器外科学会		日本脈管学会	脈管専門医
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医	日本乳癌学会	乳腺専門医
日本心臓血管外科学会		日本高血圧学会	高血圧専門医
日本血管外科学会		日本人間ドック学会 日本総合健診学会	人間ドック健診専門医
日本小児外科学会	小児外科専門医	日本心血管インターベンション 治療学会	心血管インターベンション 専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医	日本プライマリ・ケア連合学会	家庭医療専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医	日本美容外科学会(JSAPS)	美容外科専門医
日本小児神経学会	小児神経科専門医	日本小児精神神経学会 日本小児心身医学会	子どものこころの専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医		
日本周産期・新生児医学会	周産期(新生児/母体・胎児) 専門医		
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医		
日本生殖医学会	生殖医療専門医		

1 悪性新生物		
大分類	細分類	状態の程度
1 白血病	1 前駆B細胞急性リンパ性白血病	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後5年経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
	2 成熟B細胞急性リンパ性白血病	(同上)
	3 T細胞急性リンパ性白血病	(同上)
	4 急性骨髄性白血病、最未分化	(同上)
	5 成熟を伴わない急性骨髄性白血病	(同上)
	6 成熟を伴う急性骨髄性白血病	(同上)
	7 急性前骨髄球性白血病	(同上)
	8 急性骨髄単球性白血病	(同上)
	9 急性単球性白血病	(同上)
	10 急性赤白血病	(同上)
	11 急性巨核芽球性白血病	(同上)
	12 NK (ナチュラルキラー) 細胞白血病	(同上)
	13 慢性骨髄性白血病	(同上)
	14 慢性骨髄単球性白血病	(同上)
	15 若年性骨髄単球性白血病	(同上)
	16 1から15に掲げるもののほかの、白血病	(同上)
2 骨髄異形成症候群	17 骨髄異形成症候群	(同上)
3 リンパ腫	18 成熟B細胞リンパ腫	(同上)
	19 未分化大細胞リンパ腫	(同上)
	20 Bリンパ芽球性リンパ腫	(同上)
	21 Tリンパ芽球性リンパ腫	(同上)
	22 ホジキン (Hodgkin) リンパ腫	(同上)
	23 18から22に掲げるもののほかの、リンパ腫	(同上)
	24 ランゲルハンス (Langerhans) 細胞組織球症	(同上)
4 組織球症	25 血球貪食性リンパ組織球症	(同上)
	26 24及び25に掲げるもののほかの、組織球症	(同上)
	27 神経芽腫	(同上)
5 固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く)	28 神経節芽腫	(同上)
	29 網膜芽細胞腫	(同上)
	30 ウィルムス (Wilms) 腫瘍・腎芽腫	(同上)
	31 腎明細胞肉腫	(同上)
	32 腎細胞癌	(同上)
	33 肝芽腫	(同上)
	34 肝細胞癌	(同上)
	35 骨肉腫	(同上)
	36 骨軟骨腫症	(同上)
	37 軟骨肉腫	(同上)

大分類		細分類	状態の程度
		38 軟骨芽腫	(同上)
		39 悪性骨巨細胞腫	(同上)
		40 ユーイング (Ewing) 肉腫	(同上)
		41 未分化神経外胚葉性腫瘍 (末梢性のもの)	(同上)
		42 横紋筋肉腫	(同上)
		43 悪性ラブライト腫瘍	(同上)
		44 未分化肉腫	(同上)
		45 線維形成性小円形細胞腫瘍	(同上)
		46 線維肉腫	(同上)
		47 滑膜肉腫	(同上)
		48 明細胞肉腫 (腎明細胞肉腫を除く)	(同上)
		49 胞巣状軟部肉腫	(同上)
		50 平滑筋肉腫	(同上)
		51 脂肪肉腫	(同上)
		52 未分化胚細胞腫	(同上)
		53 胎児性癌	(同上)
		54 多胎芽腫	(同上)
		55 卵黄嚢腫	(同上)
		56 絨毛癌	(同上)
		57 混合性胚細胞腫瘍	(同上)
		58 性索間質性腫瘍	(同上)
		59 副腎皮質癌	(同上)
		60 甲状腺癌	(同上)
		61 上咽頭癌	(同上)
		62 唾液腺癌	(同上)
		63 悪性黒色腫	(同上)
		64 褐色細胞腫	(同上)
		65 悪性胸腺腫	(同上)
		66 胸膜肺芽腫	(同上)
		67 気管支腫瘍	(同上)
		68 肺芽腫	(同上)
		69 27から68に掲げるもののほかの、固形腫瘍 (中枢神経系腫瘍を除く)	(同上)
6	中枢神経系腫瘍	70 毛様細胞性星細胞腫	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳 (脊髄) 腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
		71 ひまん性星細胞腫	(同上)
		72 退形成性星細胞腫	(同上)
		73 膠芽腫	(同上)
		74 上衣腫	(同上)
		75 乏突起神経膠腫	(同上)
		76 髄芽腫	(同上)

大分類		細分類	状態の程度
		77 頭蓋咽頭腫	(同上)
		78 松果体腫	(同上)
		79 脈絡叢乳頭腫	(同上)
		80 髄膜腫	(同上)
		81 下垂体腺腫	(同上)
		82 神経節膠腫	(同上)
		83 神経節腫	(同上)
		84 脊索腫	(同上)
		85 未分化神経外胚葉性腫瘍 (中枢性のもの)	(同上)
		86 異型奇形腫瘍/ラブドイド腫瘍	(同上)
		87 悪性神経鞘腫	(同上)
		88 神経鞘腫	(同上)
		89 奇形腫 (頭蓋内及び脊柱管内に限る)	(同上)
		90 頭蓋内胚細胞腫瘍	(同上)
		91 70から90に掲げるもののほかの、中枢神経系腫瘍	(同上)

ヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度であって、小児慢性特定疾病（成長ホルモン治療）対象基準（別紙）に定める基準を満たすものを対象とする。

2 慢性腎疾患群

大分類		細分類		状態の程度
1	ネフローゼ症候群	1	フィンランド型先天性ネフローゼ症候群	次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 治療で薬物療法を行っている場合 ウ 腎移植を行った場合
		2	びまん性メサンギウム硬化症	(同上)
		3	微小変化型ネフローゼ症候群	次のいずれかに該当する場合 ア 半年間で3回以上再発した場合 イ 治療で免疫抑制薬、生物学的製剤を用いる場合 ウ 腎移植を行った場合
		4	巣状分節性糸球体硬化症	病理診断で診断が確定し、治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤、降圧薬のうち一つ以上を用いる場合、または腎移植を行った場合
		5	膜性腎症	(同上)
		6	1から5に掲げるもののほかの、ネフローゼ症候群	次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 半年間で3回以上再発した場合 ウ 治療で免疫抑制薬、生物学的製剤を用いる場合 エ ステロイド抵抗性ネフローゼ症候群の場合 オ 腎移植を行った場合
2	慢性糸球体腎炎	7	IgA腎症	病理診断で診断が確定し、治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤、降圧薬のうち一つ以上を用いる場合、または腎移植を行った場合
		8	メサンギウム増殖性糸球体腎炎(IgA腎症を除く)	(同上)
		9	膜性増殖性糸球体腎炎	(同上)
		10	紫斑病性腎炎	(同上)
		11	抗糸球体基底膜腎炎(グッドパスチャー(Goodpasture)症候群)	(同上)
		12	慢性糸球体腎炎(アルポート(Alport)症候群による)	(同上)
		13	エプスタイン(Epstein)症候群	治療で薬物療法を行っている場合、または腎移植を行った場合
		14	ループス腎炎	病理診断で診断が確定し、治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤、降圧薬のうち一つ以上を用いる場合
		15	急速進行性糸球体腎炎(顕微鏡的多発血管炎による)	(同上)
		16	急速進行性糸球体腎炎(多発血管炎性肉芽腫症による)	(同上)

大分類		細分類		状態の程度
		17	非典型溶血性尿毒症症候群	治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、血漿交換療法、輸血のうち1つ以上を用いる場合、または腎移植を行った場合
		18	ネイル・パテラ (Nail-Patella)症候群 (爪膝蓋症候群)	病理診断で診断が確定し、治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤、降圧薬のうち一つ以上を用いる場合、または腎移植を行った場合
		19	7から18に掲げるもののほかの、慢性糸球体腎炎	(同上)
3	慢性尿細管間質性腎炎 (尿路奇形が原因のものは除く)	20	慢性尿細管間質性腎炎 (尿路奇形が原因のものは除く)	腎機能低下がみられる場合、または腎移植を行った場合
4	慢性腎盂腎炎	21	慢性腎盂腎炎	(同上)
5	アミロイド腎	22	アミロイド腎	治療で薬物療法を行っている場合、または腎移植を行った場合
6	家族性若年性高尿酸血症性腎症	23	家族性若年性高尿酸血症性腎症	(同上)
7	ネフロン癆	24	ネフロン癆	(同上)
8	腎血管性高血圧	25	腎血管性高血圧	(同上)
9	腎静脈血栓症	26	腎静脈血栓症	(同上)
10	腎動静脈瘻	27	腎動静脈瘻	腎機能低下がみられる場合、または腎移植を行った場合
11	尿細管性アシドーシス	28	尿細管性アシドーシス	治療で薬物療法を行っている場合、または腎移植を行った場合
12	ギッテルマン症候群	29	ギッテルマン (Gitelman) 症候群	(同上)
13	バーター症候群	30	バーター (Bartter) 症候群	(同上)
14	腎尿管結石	31	腎尿管結石	腎機能低下がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合、または腎移植を行った場合
15	慢性腎不全	32	慢性腎不全 (腎腫瘍による)	腎機能低下がみられる場合、または腎移植を行った場合
		33	慢性腎不全 (急性尿細管壊死または腎虚血による)	(同上)
16	腎奇形	34	多発性嚢胞腎	治療で薬物療法を行っている場合、または腎移植を行った場合
		35	低形成腎	腎機能低下がみられる場合、または腎移植を行った場合
		36	腎無形成	(同上)
		37	ポッター (Potter) 症候群	治療で薬物療法を行っている場合、または腎移植を行った場合
		38	多嚢胞性異形成腎	腎機能低下がみられる場合、または腎移植を行った場合
		39	寡巨大糸球体症	(同上)
		40	34から39に掲げるもののほかの、腎奇形	(同上)
17	尿路奇形	41	閉塞性尿路疾患	腎機能低下がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合、または腎移植を行った場合
		42	膀胱尿管逆流 (下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く)	(同上)
		43	41及び42に掲げるもののほかの、尿路奇形	(同上)
18	萎縮腎 (尿路奇形が原因のものは除く)	44	萎縮腎 (尿路奇形が原因のものは除く)	腎機能低下がみられる場合、または腎移植を行った場合
19	ファンコーニ症候群	45	ファンコーニ (Fanconi) 症候群	治療で薬物療法を行っている場合、または腎移植を行った場合
20	ロウ症候群	46	ロウ (Lowe) 症候群	(同上)

ヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度が腎機能の低下である場合であって、小児慢性特定疾病 (成長ホルモン治療) 対象基準 (別紙) に定める基準を満たすものを対象とする。

3 慢性呼吸器疾患群

大分類		細分類		状態の程度
1	気道狭窄	1	気道狭窄	「治療で、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするもの）、酸素療法、気道拡張術・形成術後、中心静脈栄養、経管栄養のうち一つ以上を行う場合」でかつ「急性期のものを除く」 但し、気管切開術、上顎下顎延長術は対象となるが、咽頭狭窄では通常の手術（アデノイド切除術、扁桃摘出術、咽頭形成術等）により治癒する場合は除く
2	気管支喘息	2	気管支喘息	次のいずれかに該当する場合 ア 1年以内に3か月に3回以上の大発作があった場合 イ 1年以内に意識障害を伴う大発作があった場合 ウ 治療で、人工呼吸管理又は挿管を行う場合 オ 生物学的製剤の投与を行った場合 エ 概ね1か月以上の長期入院療法を行う場合
3	先天性中枢性低換気症候群	3	先天性中枢性低換気症候群	治療で、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするもの）、酸素療法、中心静脈栄養、横隔膜パージングのうち一つ以上を行う場合
4	間質性肺疾患	4	特発性間質性肺炎	疾病名に該当する場合
		5	先天性肺胞蛋白症（遺伝子異常が原因の間質性肺疾患を含む）	(同上)
		6	肺胞微石症	(同上)
5	線毛機能不全症候群	7	線毛機能不全症候群（カルタゲナー Kartagener症候群を含む）	治療が必要な場合
6	嚢胞性線維症	8	嚢胞性線維症	(同上)
7	気管支拡張症	9	気管支拡張症	気管支炎や肺炎を繰り返す場合
8	特発性肺ヘモジデロシス	10	特発性肺ヘモジデロシス	治療が必要な場合
9	慢性肺疾患	11	慢性肺疾患	治療で、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするもの）、酸素療法、中心静脈栄養のうち一つ以上を行う場合
10	閉塞性細気管支炎	12	閉塞性細気管支炎	治療が必要な場合
11	リンパ管腫・リンパ管腫症	13	リンパ管腫・リンパ管腫症	(同上)
12	先天性横隔膜ヘルニア	14	先天性横隔膜ヘルニア	(同上)

(慢性心疾患群)

対象となる疾病の状態の程度

本文中「第1基準」「第2基準」「第3基準」とは、それぞれ次に掲げる基準をいう。

第1基準	現在治療中で、強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬、 β 遮断薬、肺血管拡張薬のいずれかが投与されている場合
第2基準	次の①から⑨のいずれかが認められていること。①肺高血圧症(収縮期血40mmHg以上)、②肺動脈狭窄症(右室-肺動脈圧較差20mmHg以上)③2度以上の房室弁逆流、④2度以上の半月弁逆流、⑤圧較差20mmHg以上の大動脈狭窄、⑥心室性期外収縮、上室性頻拍、心室性頻拍、心房粗細動、高度房室ブロック、⑦左室駆出率0.6以下、⑧心胸郭比60%以上、⑨圧較差20mmHg以上の大動脈再狭窄
第3基準	最終手術不能のためチアノーゼがあり、死に至る可能性を減らすための濃厚なケア、治療及び経過観察が必要な場合

4 慢性心疾患群

大分類		細分類		状態の程度
1	洞不全症候群	1	洞不全症候群	疾病名に該当すれば対象となる
2	モビッツ2型ブロック	2	モビッツ (Mobitz) 2型ブロック	(同上)
3	完全房室ブロック	3	完全房室ブロック	(同上)
4	脚ブロック	4	脚ブロック	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
5	多源性心室期外収縮	5	多源性心室期外収縮	心室性期外収縮であって多源性である場合
6	上室頻拍	6	上室頻拍 (WPW症候群による)	第1基準を満たす場合
		7	多源性心房頻拍	(同上)
		8	6及び7に掲げるもののほかの、上室頻拍	(同上)
7	心室頻拍	9	ペラバミル感受性心室頻拍	(同上)
		10	カテコラミン誘発多形性心室頻拍	(同上)
		11	9及び10に掲げるもののほかの、心室頻拍	(同上)
8	心房粗動	12	心房粗動	(同上)
9	心房細動	13	心房細動	(同上)
10	心室細動	14	心室細動	疾病名に該当すれば対象となる
11	QT延長症候群	15	QT延長症候群	(同上)
12	肥大型心筋症	16	肥大型心筋症	(同上)
13	不整脈源性右室心筋症	17	不整脈源性右室心筋症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
14	心筋緻密化障害	18	心筋緻密化障害	(同上)
15	拡張型心筋症	19	拡張型心筋症	疾病名に該当すれば対象となる
16	拘束型心筋症	20	拘束型心筋症	(同上)
17	心室瘤	21	心室瘤	第1基準を満たす場合
18	心内膜線維弾性症	22	心内膜線維弾性症	疾病名に該当すれば対象となる
19	心臓腫瘍	23	心臓腫瘍	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合
20	慢性心筋炎	24	慢性心筋炎	第1基準を満たす場合
21	慢性心膜炎	25	慢性心膜炎	(同上)
22	収縮性心膜炎	26	収縮性心膜炎	(同上)
23	先天性心臓欠損症	27	先天性心臓欠損症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
24	冠動脈起始異常	28	左冠動脈肺動脈起始症	第1基準又は第2基準を満たす場合
		29	右冠動脈肺動脈起始症	(同上)
		30	28及び29に掲げるもののほかの、冠動脈起始異常	(同上)
25	川崎病性冠動脈瘤	31	川崎病性冠動脈瘤	一過性でないことが確実な冠動脈異常所見 (拡張、瘤形成、巨大瘤又は狭窄) を確認し、継続的な治療が行われている場合
26	冠状動脈狭窄症 (川崎病によるものを除く)	32	冠状動脈狭窄症 (川崎病によるものを除く)	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
27	虚血性心疾患	33	狭心症	(同上)
		34	心筋梗塞	(同上)
28	左心低形成症候群	35	左心低形成症候群	治療中である場合又は第2基準もしくは第3基準を満たす場合
29	単心室症	36	単心室症	(同上)
30	三尖弁閉鎖症	37	三尖弁閉鎖症	(同上)
31	肺動脈閉鎖症	38	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	(同上)
		39	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	(同上)

大分類		細分類		状態の程度
32	ファロー四徴症	40	ファロー (Fallot) 四徴症	(同上)
33	両大血管右室起始症	41	タウシヒ・ピング (Taussig-Bing) 奇形	(同上)
		42	両大血管右室起始症 (タウシヒ・ピング (Taussig-Bing) 奇形を除く)	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
34	両大血管左室起始症	43	両大血管左室起始症	(同上)
35	完全大血管転位症	44	完全大血管転位症	治療中である場合又は第2基準もしくは第3基準を満たす場合
36	先天性修正大血管転位症	45	先天性修正大血管転位症	(同上)
37	エプスタイン病	46	エプスタイン (Ebstein) 病	(同上)
38	総動脈幹遺残症	47	総動脈幹遺残症	(同上)
39	大動脈肺動脈窓	48	大動脈肺動脈窓	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
40	三心房心	49	三心房心	(同上)
41	動脈管開存症	50	動脈管開存症	(同上)
42	心房中隔欠損症	51	単心房症	(同上)
		52	二次孔型心房中隔欠損症	(同上)
		53	静脈洞型心房中隔欠損症	(同上)
		54	不完全型房室中隔欠損症 (不完全型心内膜床欠損症)	(同上)
43	完全型房室中隔欠損症	55	完全型房室中隔欠損症 (完全型心内膜床欠損症)	(同上)
44	心室中隔欠損症	56	心室中隔欠損症	(同上)
45	肺静脈還流異常症	57	総肺静脈還流異常症	治療中である場合又は第2基準もしくは第3基準を満たす場合
		58	部分肺静脈還流異常症	(同上)
46	肺静脈狭窄症	59	肺静脈狭窄症	(同上)
47	左室右房交通症	60	左室右房交通症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
48	右室二腔症	61	右室二腔症	(同上)
49	肺動脈弁下狭窄症	62	肺動脈弁下狭窄症	(同上)
50	大動脈弁下狭窄症	63	大動脈弁下狭窄症	(同上)
51	肺動脈狭窄症	64	肺動脈弁上狭窄症	(同上)
		65	末梢性肺動脈狭窄症	(同上)
52	肺動脈弁欠損	66	肺動脈弁欠損	治療中である場合又は第2基準もしくは第3基準を満たす場合
53	肺動脈上行大動脈起始症	67	肺動脈上行大動脈起始症	(同上)
54	一側肺動脈欠損	68	一側肺動脈欠損	(同上)
55	大動脈狭窄症	69	大動脈縮窄症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
		70	大動脈縮窄複合	(同上)
		71	大動脈弁上狭窄症	(同上)
		72	ウィリアムズ (Williams) 症候群	(同上)
		73	69から72に掲げるもののほかの、大動脈狭窄症	(同上)
56	大動脈弓閉塞症	74	大動脈弓離断複合	(同上)
		75	大動脈弓閉塞症 (大動脈弓離断複合を除く)	(同上)
57	血管輪	76	重複大動脈弓症	(同上)
		77	左肺動脈右肺動脈起始症	(同上)
		78	76及び77に掲げるもののほかの、血管輪	(同上)
58	大動脈瘤	79	バルサルバ (Valsalva) 洞動脈瘤	破裂の場合又は破裂が予想される場合

大分類		細分類		状態の程度
59	動静脈瘻	80	大動脈瘤（バルサルバ（Valsalva）洞動脈瘤を除く）	（同上）
		81	肺動静脈瘻	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
		82	冠動脈瘻	（同上）
		83	81及び82に掲げるもののほかの、動静脈瘻	（同上）
60	肺動脈性肺高血圧症	84	肺動脈性肺高血圧症	（同上）
61	慢性肺性心	85	慢性肺性心	疾病名に該当すれば対象となる
62	心臓弁膜症	86	三尖弁狭窄症	治療中である場合又は第2基準もしくは第3基準を満たす場合
		87	三尖弁閉鎖不全症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
		88	僧帽弁狭窄症	（同上）
		89	僧帽弁閉鎖不全症	（同上）
		90	肺動脈弁狭窄症	（同上）
		91	肺動脈弁閉鎖不全症	（同上）
		92	大動脈弁狭窄症	（同上）
		93	大動脈弁閉鎖不全症	（同上）
		94	僧帽弁弁上輪	（同上）
		95	無脾症候群	（同上）
63	僧帽弁弁上輪	96	多脾症候群	治療中である場合又は第2基準もしくは第3基準を満たす場合
64	内臓錯位症候群	97	フォンタン（Fontan）術後症候群	（同上）
				Fontan型手術を行った場合
65	フォンタン術後症候群			

5 内分泌疾患群

大分類		細分類	状態の程度
1	下垂体機能低下症	1 先天性下垂体機能低下症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、別に定める基準を満たすものに限る
		2 後天性下垂体機能低下症	(同上)
2	下垂体性巨人症	3 下垂体性巨人症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
3	先端巨大症	4 先端巨大症	(同上)
4	成長ホルモン分泌不全性低身長症	5 成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因による)	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、別に定める基準を満たすものに限る
		6 成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因によるものを除く)	(同上)
5	成長ホルモン不応性症候群	7 インスリン様成長因子1 (IGF1) 不応症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
		8 成長ホルモン (GH) 不応性症候群 (インスリン様成長因子1 (IGF1) 不応症を除く)	(同上)
6	高プロラクチン血症	9 高プロラクチン血症	(同上)
7	ADH不適合分泌症候群	10 ADH不適合分泌症候群	(同上)
8	尿崩症	11 中枢性尿崩症	(同上)
		12 口渇中枢障害を伴う高ナトリウム血症 (本態性高ナトリウム血症)	(同上)
		13 腎性尿崩症	(同上)
		14 中枢性塩喪失症候群	(同上)
9	中枢性塩喪失症候群	15 バセドウ (Basedow) 病	(同上)
10	甲状腺機能亢進症	16 甲状腺機能亢進症 (バセドウ (Basedow) 病を除く)	(同上)
		17 異所性甲状腺	(同上)
11	甲状腺機能低下症	18 無甲状腺症	(同上)
		19 甲状腺刺激ホルモン (TSH) 分泌低下症 (先天性に限る)	(同上)
		20 17から19に掲げるもののほかの、先天性甲状腺機能低下症	(同上)
		21 橋本病	(同上)
		22 萎縮性甲状腺炎	(同上)
		23 21及び22に掲げるもののほかの、後天性甲状腺機能低下症	(同上)
		24 甲状腺ホルモン不応症	(同上)
		25 腺腫様甲状腺腫	(同上)
12	甲状腺ホルモン不応症	26 副甲状腺機能亢進症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする
13	腺腫様甲状腺腫	27 副甲状腺欠損症	(同上)
14	副甲状腺機能亢進症	28 副甲状腺機能低下症 (副甲状腺欠損症を除く)	(同上)
15	副甲状腺機能低下症	29 自己免疫性多内分泌腺症候群 1型	(同上)
		30 自己免疫性多内分泌腺症候群 2型	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合

大分類		細分類		状態の程度
17	偽性副甲状腺機能低下症	31	偽性偽性副甲状腺機能低下症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする
		32	偽性副甲状腺機能低下症（偽性偽性副甲状腺機能低下症を除く）	(同上)
18	クッシング症候群	33	クッシング（Cushing）病	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
		34	異所性副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)産生症候群	(同上)
		35	副腎腺腫	(同上)
		36	副腎皮質結節性過形成	(同上)
		37	33から36に掲げるもののほかの、クッシング（Cushing）症候群	(同上)
		38	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)単独欠損症	(同上)
19	慢性副腎皮質機能低下症	39	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)不応症	(同上)
		40	先天性副腎低形成症	(同上)
		41	グルココルチコイド抵抗症	(同上)
		42	38から41に掲げるもののほかの、慢性副腎皮質機能低下症（アジソン（Addison）病を含む）	(同上)
		43	アルドステロン症	(同上)
		44	見かけの鉱質コルチコイド過剰症候群（AME症候群）	(同上)
20	アルドステロン症	45	リドル（Liddle）症候群	(同上)
21	見かけの鉱質コルチコイド過剰症候群	46	低レニン性低アルドステロン症	(同上)
22	リドル症候群	47	アルドステロン合成酵素欠損症	(同上)
23	低アルドステロン症	48	46及び47に掲げるもののほかの、低アルドステロン症	(同上)
		49	偽性低アルドステロン症	(同上)
24	偽性低アルドステロン症	50	リポイド副腎過形成症	(同上)
25	先天性副腎過形成症	51	3β-ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症	(同上)
		52	11β-水酸化酵素欠損症	(同上)
		53	17α-水酸化酵素欠損症	(同上)
		54	21-水酸化酵素欠損症	(同上)
		55	P450酸化還元酵素欠損症	(同上)
		56	50から55に掲げるもののほかの、先天性副腎過形成症	(同上)
		57	ゴナドトロピン依存性思春期早発症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
		58	ゴナドトロピン非依存性思春期早発症	(同上)
26	思春期早発症	59	エストロゲン過剰症（ゴナドトロピン依存性思春期早発症及びゴナドトロピン非依存性思春期早発症を除く）	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
27	エストロゲン過剰症（思春期早発症を除く）	60	アンドロゲン過剰症（ゴナドトロピン依存性思春期早発症及びゴナドトロピン非依存性思春期早発症を除く）	(同上)
28	アンドロゲン過剰症（思春期早発症を除く）	61	カルマン（Kallmann）症候群	(同上)
29	低ゴナドトロピン性性腺機能低下症	62	低ゴナドトロピン性性腺機能低下症（カルマン（Kallmann）症候群を除く）	(同上)
		63	精巣形成不全	治療で補充療法を行っている場合
30	高ゴナドトロピン性性腺機能低下症	64	卵巣形成不全	(同上)

大分類		細分類		状態の程度
31	性分化疾患	65	63及び64に掲げるもののほかの、高ゴナドトロピン性性腺機能低下症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
		66	卵精巣性性分化疾患	(同上)
		67	混合性性腺異形成症	(同上)
		68	5 α -還元酵素欠損症	(同上)
		69	17 β -ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症	(同上)
		70	アンドロゲン不応症	(同上)
		71	68から70に掲げるもののほかの、46,XY性分化疾患	(同上)
		72	46,XX性分化疾患	(同上)
32	消化管ホルモン産生腫瘍	73	VIP産生腫瘍	(同上)
		74	ガストリノーマ	(同上)
		75	カルチノイド症候群	(同上)
33	グルカゴノーマ	76	グルカゴノーマ	(同上)
34	高インスリン血性低血糖症	77	インスリノーマ	治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法、胃瘻・持続経鼻栄養等の栄養療法のいずれか一つ以上を行っている場合
		78	先天性高インスリン血症	(同上)
		79	77及び78に掲げるもののほかの、高インスリン血性低血糖症	(同上)
35	ビタミンD依存性くる病	80	ビタミンD依存性くる病	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする
36	ビタミンD抵抗性骨軟化症	81	ビタミンD抵抗性骨軟化症	(同上)
37	原発性低リン血症性くる病	82	原発性低リン血症性くる病	(同上)
38	軟骨異栄養症	83	軟骨無形成症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合は、別に定める基準を満たすものに限る
		84	軟骨低形成症	(同上)
39	骨形成不全症	85	骨形成不全症	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
40	脂肪異栄養症（脂肪萎縮症）	86	脂肪異栄養症（脂肪萎縮症）	(同上)
41	多発性内分泌腫瘍	87	多発性内分泌腫瘍1型（ウェルマー（Wermer）症候群）	手術を実施し、かつ術後も治療が必要な場合
		88	多発性内分泌腫瘍2型（シップル（Sipple）症候群）	(同上)
		89	87及び88に掲げるもののほかの、多発性内分泌腫瘍	(同上)
42	多嚢胞性卵巣症候群	90	多嚢胞性卵巣症候群	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
43	内分泌疾患を伴う先天奇形症候群	91	ターナー（Turner）症候群	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合は、別に定める基準を満たすものに限る
		92	プラダー・ウィリ（Prader-Willi）症候群	(同上)
		93	マッキューン・オルブライト（McCune-Albright）症候群	治療で、補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合
		94	ヌーナン（Noonan）症候群	(同上)
		95	バルデー・ビードル（Bardet-Biedl）症候群	(同上)

ヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度であって、小児慢性特定疾病（成長ホルモン治療）対象基準（別紙）に定める基準を満たすものを対象とする。

6 膠原病

大分類		細分類	状態の程度
1	膠原病疾患	1 若年性特発性関節炎	治療で、非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、γグロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤、血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合
		2 全身性エリテマトーデス	(同上)
		3 皮膚筋炎・多発性筋炎	(同上)
		4 シェーグレン (Sjögren) 症候群	(同上)
		5 抗リン脂質抗体症候群	(同上)
		6 ベーチェット (Behcet) 病	(同上)
2	血管炎症候群	7 大動脈炎症候群 (高安動脈炎)	(同上)
		8 多発血管炎性肉芽腫症 (ウェジナー肉芽腫症)	(同上)
		9 結節性多発血管炎	(同上)
		10 顕微鏡的多発血管炎	(同上)
		11 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	(同上)
3	再発性多発軟骨炎	12 再発性多発軟骨炎	(同上)
4	皮膚・結合組織疾患	13 強皮症	(同上)
		14 混合性結合組織病	(同上)
5	自己炎症性疾患	15 家族性地中海熱	(同上)
		16 クリオピリン関連周期性症候群	(同上)
		17 TNF受容体関連周期性症候群	(同上)
		18 ブラウ (Blau) 症候群 / 若年発症サルコイドーシス	(同上)
		19 中條・西村症候群	(同上)
		20 高IgD症候群 (メバロン酸キナーゼ欠損症)	(同上)
		21 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	(同上)
		22 慢性再発性多発性骨髓炎	(同上)
		23 インターロイキン I 受容体拮抗分子欠損症	(同上)
		24 15から23に掲げるもののほかの、自己炎症性疾患	(同上)
6	スティーヴンス・ジョンソン症候群	25 スティーヴンス・ジョンソン (Stevens-Johnson) 症候群	(同上)

7 糖尿病

大分類		細分類		状態の程度
1	糖尿病	1	1型糖尿病	治療で、インスリン、その他の糖尿病治療薬、IGF-1のうち一つ以上を用いている場合
		2	2型糖尿病	(同上)
		3	若年発症成人型糖尿病 (MODY)	(同上)
		4	新生児糖尿病	(同上)
		5	インスリン受容体異常症	(同上)
		6	脂肪萎縮性糖尿病	(同上)
		7	1から6に掲げるもののほかの、糖尿病	(同上)

8 先天性代謝異常

大分類		細分類	状態の程度
1	アミノ酸代謝異常症	1 フェニルケトン尿症 (高フェニルアラニン血症)	疾病名に該当すれば対象となる
		2 高チロシン血症1型	(同上)
		3 高チロシン血症2型	(同上)
		4 高チロシン血症3型	(同上)
		5 高プロリン血症	(同上)
		6 プロリダーゼ欠損症	(同上)
		7 メーブルシロップ尿症	(同上)
		8 ホモシスチン尿症	(同上)
		9 高メチオニン血症	(同上)
		10 非ケトーシス型高グリシン血症	(同上)
		11 N-アセチルグルタミン酸合成酵素欠損症	(同上)
		12 カルバミルリン酸合成酵素欠損症	(同上)
		13 オルニチントランスカルバミラーゼ欠損症	(同上)
		14 アルギニノコハク酸合成酵素欠損症 (シトルリン血症)	(同上)
		15 アルギニノコハク酸尿症	(同上)
		16 高アルギニン血症	(同上)
		17 シトルリン欠損症	(同上)
		18 高オルニチン血症	(同上)
		19 ハートナップ (Hartnup) 病	(同上)
		20 リジン尿性蛋白不耐症	(同上)
		21 シスチン尿症	(同上)
2	有機酸代謝異常症	22 1から21に掲げるもののほかの、アミノ酸代謝異常症	(同上)
		23 メチルマロン酸血症	(同上)
		24 プロピオン酸血症	(同上)
		25 β-ケトチオラーゼ欠損症	(同上)
		26 イソ吉草酸血症	(同上)
		27 3-メチルクロトニルCoAカルボキシラーゼ欠損症	(同上)
		28 メチルグルタコン酸尿症	(同上)
		29 3-ヒドロキシ-3-メチルグルタル酸血症	(同上)
		30 3-ヒドロキシ-3-メチルグルタリルCoA合成酵素欠損症	(同上)
		31 スクシニル-CoA 3-ケト酸CoAトランスフェラーゼ (SCOT) 欠損症	(同上)
		32 複合カルボキシラーゼ欠損症	(同上)
		33 グルタル酸血症1型	(同上)
		34 グルタル酸血症2型	(同上)
		35 原発性高シウ酸尿症	(同上)
		36 アルカプトン尿症	(同上)
		37 グリセロール尿症	(同上)
		38 先天性胆汁酸代謝異常症	(同上)
		39 23から38に掲げるもののほかの、有機酸代謝異常症	(同上)

大分類		細分類	状態の程度
3	脂肪酸代謝異常症	40 全身性カルニチン欠損症	(同上)
		41 カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼI欠損症	(同上)
		42 カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼII欠損症	(同上)
		43 カルニチンアシルカルニチントランスロカーゼ欠損症	(同上)
		44 極長鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	(同上)
		45 中鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	(同上)
		46 短鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	(同上)
		47 三頭酵素欠損症	(同上)
		48 3-ヒドロキシアシルCoA脱水素酵素欠損症	(同上)
		49 40から48に掲げるもののほかの、脂肪酸代謝異常症	(同上)
4	ミトコンドリア病	50 ビルビン酸脱水素酵素複合体欠損症	(同上)
		51 ビルビン酸カルボキシラーゼ欠損症	(同上)
		52 フマラーゼ欠損症	(同上)
		53 スクシニル-CoAリガーゼ欠損症	(同上)
		54 ミトコンドリア呼吸鎖複合体欠損症	(同上)
		55 ミトコンドリアDNA枯渇症候群	(同上)
		56 ミトコンドリアDNA突然変異 (Leigh症候群、MELAS、MERRFを含む)	(同上)
		57 ミトコンドリアDNA欠失 (Kearns-Sayre症候群を含む)	(同上)
		58 50から57に掲げるもののほかの、ミトコンドリア病	(同上)
		59 遺伝性フルクトース不耐症	(同上)
5	糖質代謝異常症	60 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	(同上)
		61 ガラクトキナーゼ欠損症	(同上)
		62 ウリジリン酸ガラクトース-4-エピメラーゼ欠損症	(同上)
		63 フルクトース-1, 6-ビスホスファターゼ欠損症	(同上)
		64 ホスホエノールビルビン酸カルボキシキナーゼ欠損症	(同上)
		65 グリコーゲン合成酵素欠損症 (糖原病0型)	(同上)
		66 糖原病I型	(同上)
		67 糖原病II型	(同上)
		68 糖原病III型	(同上)
		69 糖原病IV型	(同上)
		70 糖原病V型	(同上)
		71 糖原病VI型	(同上)
		72 糖原病VII型	(同上)
		73 糖原病IX型	(同上)
		74 グルコーストランスポーター1 (GLUT1) 欠損症	(同上)
6	ライソゾーム病	75 59から73に掲げるもののほかの、糖質代謝異常症	(同上)
		75 ムコ多糖症I型	(同上)
		76 ムコ多糖症II型	(同上)
		77 ムコ多糖症III型	(同上)
		78 ムコ多糖症IV型	(同上)
		79 ムコ多糖症VI型	(同上)

大分類		細分類	状態の程度
		80 ムコ多糖症VII型	(同上)
		81 フコシドーシス	(同上)
		82 マンノシドーシス	(同上)
		83 アスパルチルグルコサミン尿症	(同上)
		84 シアリドーシス	(同上)
		85 ガラクトシアリドーシス	(同上)
		86 GM1-ガングリオシドーシス	(同上)
		87 GM2-ガングリオシドーシス	(同上)
		88 異染色性白質ジストロフィー	(同上)
		89 ニーマン・ピック (Niemann-Pick) 病	(同上)
		90 ゴーシェ (Gaucher) 病	(同上)
		91 ファブリー (Fabry) 病	(同上)
		92 クラッペ (Krabbe) 病	(同上)
		93 ファーバー (Farber) 病	(同上)
		94 マルチプルスルファターゼ欠損症	(同上)
		95 ムコリポドーシスII型 (I-cell病)	(同上)
		96 ムコリポドーシスIII型	(同上)
		97 ポンペ (Pompe) 病	(同上)
		98 酸性リパーゼ欠損症	(同上)
		99 シンチン症	(同上)
		100 遊離シアル酸蓄積症	(同上)
		101 神経セロイドリポフスチン症	(同上)
		102 75から101に掲げるもののほかの、ライソゾーム病	(同上)
7	ペルオキシソーム病	103 ペルオキシソーム形成異常症	(同上)
		104 副腎白質ジストロフィー	(同上)
		105 レフサム (Refsum) 病	(同上)
		106 103から105に掲げるもののほかの、ペルオキシソーム病	(同上)
8	金属代謝異常症	107 ウィルソン (Wilson) 病	(同上)
		108 メンケス (Menkes) 病	(同上)
		109 オクシビタル・ホーン症候群	(同上)
		110 無セルロプラスミン血症	(同上)
		111 亜硫酸酸化酵素欠損症	(同上)
		112 先天性腸性肢端皮膚炎	(同上)
		113 107から112に掲げるもののほかの、金属代謝異常症	(同上)
9	プリンピリミジン代謝異常症	114 ヒポキサンチングアニンホスホリボシルトランスフェラーゼ欠損症 (レスシュ・ナイハン Lesch-Nyhan症候群)	(同上)
		115 アデニンホスホリボシルトランスフェラーゼ欠損症	(同上)
		116 キサンチン尿症	(同上)
		117 尿酸トランスポーター異常症	(同上)
		118 オロト酸尿症	(同上)
		119 114から118に掲げるもののほかの、プリンピリミジン代謝異常症	(同上)

大分類		細分類		状態の程度
10	ビタミン代謝異常症	120	先天性葉酸吸収不全症	(同上)
		121	120に掲げるもののほかの、ビタミン代謝異常症	(同上)
11	神経伝達物質異常症	122	ヒオプテリン代謝異常症	(同上)
		123	チロシン水酸化酵素欠損症	(同上)
		124	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	(同上)
		125	ドーパミンβ-水酸化酵素欠損症	(同上)
		126	GABAアミノ基転移酵素欠損症	(同上)
		127	コハク酸セミアルデヒド脱水素酵素欠損症	(同上)
		128	122から127に掲げるもののほかの、神経伝達物質異常症	(同上)
12	脂質代謝異常症	129	原発性高カイロミクロン血症	(同上)
		130	家族性高コレステロール血症	(同上)
		131	家族性複合型高脂質血症	(同上)
		132	無β-リポタンパク血症	(同上)
		133	高比重リポ蛋白(HDL)欠乏症	(同上)
		134	129から133に掲げるもののほかの、脂質代謝異常症	(同上)
13	結合組織異常症	135	エーラス・ダンロス (Ehlers-Danlos) 症候群	(同上)
		136	低ホスファターゼ症	(同上)
		137	大理石骨病	(同上)
		138	リポイドタンパク症	(同上)
		139	135から138に掲げるもののほかの、結合組織異常症	(同上)
		140	先天性ポルフィリン症	(同上)
14	先天性ポルフィリン症	140	先天性ポルフィリン症	(同上)
15	α1-アンチトリプシン欠損症	141	α1-アンチトリプシン欠損症	(同上)

9 血液疾患群

大分類		細分類		状態の程度
1	巨赤芽球性貧血	1	巨赤芽球性貧血	治療で補充療法を行っている場合
2	赤芽球病	2	後天性赤芽球病	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
		3	先天性赤芽球病（ダイヤモンド・ブラックファン（Diamond-Blackfan）貧血）	（同上）
3	先天性赤血球形成異常性貧血	4	先天性赤血球形成異常性貧血	治療で、補充療法もしくは除鉄剤の投与を行っている場合、又は造血幹細胞移植を実施する場合
4	鉄芽球性貧血	5	鉄芽球性貧血	（同上）
5	無トランスフェリン血症	6	無トランスフェリン血症	疾病名に該当する場合
6	自己免疫性溶血性貧血	7	寒冷凝集素症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
		8	発作性寒冷ヘモグロビン尿症	（同上）
		9	7及び8に掲げるもののほかの、自己免疫性溶血性貧血（AIHA含む）	（同上）
7	発作性夜間ヘモグロビン尿症	10	発作性夜間ヘモグロビン尿症	（同上）
8	遺伝性溶血性貧血	11	遺伝性球状赤血球症	検査で、血中ヘモグロビン値10g/dL以下、又は赤血球数350万/ μ L以下の状態が持続する場合
		12	口唇赤血球症	治療で補充療法を行っている場合
		13	鎌状赤血球症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
		14	不安定ヘモグロビン症	治療で、継続的に補充療法もしくは除鉄剤の投与を行っている場合、又は造血幹細胞移植を実施する場合
		15	サラセミア	（同上）
		16	グルコース-6-リン酸脱水素酵素欠乏症	検査で、血中ヘモグロビン値10g/dL以下、又は赤血球数350万/ μ L以下の状態が持続する場合
		17	ビルビン酸キナーゼ欠乏性貧血	（同上）
		18	11から17に掲げるもののほかの、遺伝性溶血性貧血	治療で補充療法を行っている場合
9	溶血性貧血（脾機能亢進症による）	19	溶血性貧血（脾機能亢進症による）	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
10	微小血管障害性溶血性貧血	20	微小血管障害性溶血性貧血	血栓症の既往がある場合、又は治療で抗凝固療法を行っている場合
11	真性多血症	21	真性多血症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
12	家族性赤血球増加症	22	家族性赤血球増加症	血栓症の既往がある場合、又は治療で抗凝固療法を行っている場合

大分類		細分類		状態の程度
13	血小板減少性紫斑病	23	免疫性血小板減少性紫斑病	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
		24	23に掲げるもののほかの、血小板減少性紫斑病	(同上)
14	血栓性血小板減少性紫斑病	25	血栓性血小板減少性紫斑病	(同上)
15	血小板減少症（脾機能亢進症による）	26	血小板減少症（脾機能亢進症による）	(同上)
16	先天性骨髄不全症候群	27	先天性無巨核球性血小板減少症	(同上)
		28	ファンconi (Fanconi) 貧血	(同上)
17	周期性血小板減少症	29	周期性血小板減少症	(同上)
18	メイ・ヘグリン異常症	30	メイ・ヘグリン (May-Hegglin) 異常症	(同上)
19	カザバツハ・メリット症候群	31	カザバツハ・メリット (Kasabach-Merritt) 症候群	(同上)
20	本態性血小板血症	32	本態性血小板血症	血栓症の既往がある場合、又は治療で抗凝固療法を行っている場合
21	血小板機能異常症	33	ベルナール・スーリエ (Bernard-Soulier) 症候群	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
		34	血小板無力症	(同上)
		35	血小板放出機構異常症	(同上)
		36	33から35に掲げるもののほかの、血小板機能異常症	(同上)
22	先天性血液凝固因子異常	37	先天性フィブリンノーゲン欠乏症	疾病名に該当すれば対象となる
		38	先天性プロトロンビン欠乏症	(同上)
		39	第V因子欠乏症	(同上)
		40	第VII因子欠乏症	(同上)
		41	血友病A	(同上)
		42	血友病B	(同上)
		43	第X因子欠乏症	(同上)
		44	第XI因子欠乏症	(同上)
		45	第XII因子欠乏症	(同上)
		46	第XIII因子欠乏症	(同上)
		47	フォンウィルブランド (von Willebrand) 病	(同上)
		48	37から47に掲げるもののほかの、先天性血液凝固因子異常	(同上)
23	先天性アンチトロンビン欠乏症	49	先天性アンチトロンビン欠乏症	(同上)
24	先天性プロテインC欠乏症	50	先天性プロテインC欠乏症	(同上)
25	先天性プロテインS欠乏症	51	先天性プロテインS欠乏症	(同上)
26	遺伝性出血性末梢血管拡張症	52	遺伝性出血性末梢血管拡張症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
27	骨髄線維症	53	骨髄線維症	(同上)
28	再生不良性貧血	54	再生不良性貧血	(同上)

10 免疫疾患群

大分類		細分類	状態の程度
1	複合免疫不全症	1 X連鎖重症複合免疫不全症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
		2 細網異形成症	(同上)
		3 アデシンデアミナーゼ (ADA) 欠損症	(同上)
		4 オームン (Omenn) 症候群	(同上)
		5 プリンヌクレオシドホスホリラーゼ欠損症	(同上)
		6 CD8欠損症	(同上)
		7 ZAP-70欠損症	(同上)
		8 MHCクラスI欠損症	(同上)
		9 MHCクラスII欠損症	(同上)
		10 1から9に掲げるもののほかの、複合免疫不全症	(同上)
2	免疫不全を伴う特徴的な症候群	11 ウィスコット・オルドリッチ (Wiskott-Aldrich) 症候群	(同上)
		12 毛細血管拡張性運動失調症	(同上)
		13 ナイミーヘン (Nijmegen) 染色体不安定症候群	(同上)
		14 ブルーム (Bloom) 症候群	(同上)
		15 ICF症候群	(同上)
		16 PMS2異常症	(同上)
		17 RIDDLE症候群	(同上)
		18 シムケ (Schimke) 症候群	(同上)
		19 胸腺低形成 (ディ・ジョージ (DiGeorge) 症候群, 22q11.2欠失症候群)	(同上)
		20 高IgE症候群	(同上)
3	液性免疫不全を主とする疾患	21 肝中心静脈閉鎖症を伴う免疫不全症	(同上)
		22 先天性角化異常症	(同上)
		23 X連鎖無ガンマグロブリン血症	(同上)
		24 分類不能型免疫不全症	(同上)
		25 高IgM症候群	(同上)
		26 IgGサブクラス欠損症	感染症の予防や治療で、補充療法、抗菌薬・抗ウイルス薬・抗真菌薬等の投与が必要になる場合、又は入院加療を要する感染症にかかった場合
		27 選択的IgA欠損	(同上)
		28 特異抗体産生不全症	(同上)
		29 乳児一過性低ガンマグロブリン血症	(同上)
		30 23から29に掲げるもののほかの、液性免疫不全を主とする疾患	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
4	免疫調節障害	31 チェディアック・東 (Chédiak-Higashi) 症候群	(同上)
		32 X連鎖リンパ増殖症候群	(同上)
		33 自己免疫性リンパ増殖症候群 (ALPS)	(同上)
		34 31から33に掲げるもののほかの、免疫調節障害	(同上)

大分類		細分類		状態の程度
5	原発性食細胞機能不全症および欠損症	35	重症先天性好中球減少症	治療で、G-CSF療法もしくは造血幹細胞移植を実施する場合又は検査で好中球数1500/ μ L以下の状態である場合
		36	周期性好中球減少症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
		37	35及び36に掲げるもののほかの、慢性の経過をたどる好中球減少症	治療で、G-CSF療法もしくは造血幹細胞移植を実施する場合、又は検査で好中球数1500/ μ L以下の状態である場合
		38	白血球接着不全症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
		39	シュワツハマン・ダイヤモンド (Shwachman-Diamond) 症候群	(同上)
		40	慢性肉芽腫症	(同上)
		41	ミエロペルオキシダーゼ欠損症	感染の予防や治療で、補充療法、抗菌薬・抗ウイルス薬・抗真菌薬等の投与が必要になる場合、又は入院加療を要する感染症にかかった場合は対象となる
		42	メンデル遺伝型マイコバクテリア易感染症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
6	自然免疫異常	43	38から42に掲げるもののほかの、白血球機能異常	(同上)
		44	免疫不全を伴う無汗性外胚葉形成異常症	(同上)
		45	IRAK4欠損症	(同上)
		46	MyD88欠損症	(同上)
		47	慢性皮膚粘膜カンジダ症	(同上)
		48	44から47に掲げるもののほかの、自然免疫異常	(同上)
7	先天性補体欠損症	49	先天性補体欠損症	(同上)
		50	遺伝性血管性浮腫 (C1インヒビター欠損症)	治療で、補充療法が必要となる場合は対象となる
		51	49及び50に掲げるもののほかの、先天性補体欠損症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
8	好酸球増加症	52	好酸球増加症	(同上)
9	慢性活動性EBウイルス感染症	53	慢性活動性EBウイルス感染症	(同上)
10	後天性免疫不全症	54	後天性免疫不全症候群 (HIV感染による)	疾病名に該当すれば対象となる
		55	後天的な免疫系障害による免疫不全症	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
11	慢性移植片対宿主病	56	慢性移植片対宿主病	(同上)

11 神経・筋疾患群

大分類		細分類		状態の程度
1	脊髄髄膜瘤	1	髄膜脳瘤	けいれん発作、自閉傾向、意識障害、行動障害（自傷行為、多動）、知的障害、運動障害、排尿排便障害、皮膚所見（疾患に特徴的で、治療を要するもの）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚の低下、骨折または脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
		2	脊髄髄膜瘤	(同上)
2	仙尾部奇形腫	3	仙尾部奇形腫	(同上)
3	脳形成障害	4	滑脳症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為、多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾患に特徴的で、治療を要するもの）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折または脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
		5	裂脳症	(同上)
		6	全前脳胞症	(同上)
		7	中隔視神経形成異常症（ドモルシア（De Morsier）症候群）	(同上)
		8	ダンディー・ウォーカー（Dandy-Walker）症候群	(同上)
		9	先天性水頭症	(同上)
4	ジュベール（Joubert）症候群関連疾患	10	ジュベール（Joubert）症候群関連疾患	(同上)
5	レット（Rett）症候群	11	レット（Rett）症候群	(同上)
6	神経皮膚症候群	12	結節性硬化症	(同上)
		13	神経皮膚黒色症	(同上)
		14	ゴーリン（Gorlin）症候群（基底細胞母斑症候群）	(同上)
		15	フォンヒッペル・リンドウ（von Hippel-Lindau）病	(同上)
		16	ウェルナー（Werner）症候群	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
7	早老症	17	コケイン（Cockayne）症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為、多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾患に特徴的で、治療を要するもの）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折または脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
		18	カナバン（Canavan）病	(同上)
8	遺伝子異常による白質脳症	19	アレキサンダー（Alexander）病	(同上)
		20	ペリツェウス・メルツバッヘル（Pelizaeus-Merzbacher）病	(同上)
		21	皮質下嚢胞をもつ大頭型白質脳症	(同上)
		22	白質消失病	(同上)
		23	非症候性頭蓋骨縫合早期癒合症	(同上)
		24	アペール（Apert）症候群	(同上)
9	頭蓋骨縫合早期癒合症	25	クルーゾン（Crouzon）病	(同上)
		26	23から25に掲げるもののほかの、重度の頭蓋骨早期癒合症	(同上)
		27	もやもや病	(同上)
10	もやもや病	27	もやもや病	(同上)

大分類		細分類		状態の程度
11	脊髄性筋萎縮症	28	脊髄性筋萎縮症	治療で、強心薬、利尿薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするもの）、酸素療法、中心静脈栄養、経管栄養の一つ以上を継続的に行っている場合
12	先天性ニューロパチー	29	先天性無痛無汗症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為、多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾患に特徴的で、治療を要するもの）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折または脱臼のうち一つ以上の症状が
		30	遺伝性運動感覚ニューロパチー	(同上)
13	筋ジストロフィー	31	デュシェンヌ (Duchenne) 型筋ジストロフィー	運動障害が続く場合、または治療として、強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするもの）、酸素療法、中心静脈栄養、経管栄養の一つ以上を継続的に行っている場合
		32	エメリー・ドレイフス (Emery-Dreifuss) 型筋ジストロ	(同上)
		33	肢帯型筋ジストロフィー	(同上)
		34	顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー	(同上)
		35	福山型先天性筋ジストロフィー	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為、多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾患に特徴的で、治療を要するもの）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折または脱臼のうち一つ以上の症状が
		36	メロシン欠損型先天性筋ジストロフィー	(同上)
		37	ウルヒ (Ulrich) 型先天性筋ジストロフィー	(同上)
14	先天性ミオパチー	38	ミオチューブラーミオパチー	治療で、強心薬、利尿薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするもの）、酸素療法、中心静脈栄養、経管栄養の一つ以上を継続的に行っている場合
		39	先天性筋線維型不均等症	(同上)
		40	ネマリンミオパチー	(同上)
		41	セントラルコア病	(同上)
		42	マルチコア病	(同上)
		43	ミニコア病	(同上)
		44	38から43に掲げるもののほかの、先天性ミオパチー	(同上)
15	シュワルツ・ヤンペル (Schwartz-Jampel) 症候群	45	シュワルツ・ヤンペル (Schwartz-Jampel) 症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為、多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾患に特徴的で、治療を要するもの）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折または脱臼のうち一つ以上の症状が
16	難治てんかん脳症	46	乳児重症ミクロニーてんかん	(同上)

大分類		細分類		状態の程度
		47	点頭てんかん (West症候群)	(同上)
		48	レンノクス・ガストー (Lennox-Gastaut) 症候群	(同上)
17	進行性ミオクローヌステんかん	49	ウンフェルリヒト・ルトボルク (Unverricht-Lundborg)	(同上)
		50	ラフォラ (Lafora) 病	(同上)
18	脊髄小脳変性症	51	脊髄小脳変性症	(同上)
19	小児交互性片麻痺	52	小児交互性片麻痺	(同上)
20	変形性筋ジストニー	53	変形性筋ジストニー	(同上)
21	脳の鉄沈着を伴う神経変性疾患	54	バントデン酸キナーゼ関連神経変性症	(同上)
		55	乳児神経軸索ジストロフィー	(同上)
22	乳児両側線条体壊死	56	乳児両側線条体壊死	(同上)
23	先天性感染症	57	先天性ヘルペスウイルス感染症	(同上)
		58	先天性風疹症候群	(同上)
24	エカルディ・グティエール (Aicardi-Goutieres) 症候群	59	エカルディ・グティエール (Aicardi-Goutieres) 症候群	(同上)
25	亜急性硬化性全脳炎	60	亜急性硬化性全脳炎	(同上)
26	ラスムッセン (Rasmussen) 脳炎	61	ラスムッセン (Rasmussen) 脳炎	(同上)
27	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	62	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	(同上)
28	多発性硬化症	63	多発性硬化症	(同上)
29	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	64	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	(同上)
30	重症筋無力症	65	重症筋無力症	(同上)

12 慢性消化器疾患群

大分類	細分類	状態の程度
1 先天性吸収不全症	1 乳糖不耐症	発症時期が乳児期の場合
	2 ショ糖・麦芽糖分解酵素欠損症	疾病による症状がある場合、または治療を要する場合
	3 先天性グルコース・ガラクトース吸収不良症	(同上)
	4 エンテロキナーゼ欠損症	(同上)
	5 アミラーゼ欠損症	(同上)
	6 リパーゼ欠損症	(同上)
2 微絨毛封入体病	7 微絨毛封入体病	疾病による症状がある場合、治療を要する場合、または小腸移植を行った場合
3 腸リンパ管拡張症	8 腸リンパ管拡張症	(同上)
4 家族性腺腫性ポリポシス	9 家族性腺腫性ポリポシス	疾病名に該当すれば対象となる
5 周期性嘔吐症候群	10 周期性嘔吐症候群	次のいずれかに該当し、かつ薬物療法を要する場合 ア 特徴的嘔吐発作を過去に5回以上起こした場合 イ 特徴的嘔吐発作を6か月間に3回以上起こした場合
6 炎症性腸疾患	11 潰瘍性大腸炎	疾病による症状がある場合、または治療を要する場合
	12 クローン・(Crohn) 病	(同上)
	13 早期発症型炎症性腸疾患	(同上)
7 自己免疫性腸症(IPEX症候群を含む)	14 自己免疫性腸症(IPEX症候群を含む)	(同上)
8 急性肝不全 (昏睡型)	15 急性肝不全 (昏睡型)	血液浄化療法、免疫抑制療法、または肝移植を行った場合
9 新生児ヘモクロマトーシス	16 新生児ヘモクロマトーシス	疾病による症状がある場合、治療を要する場合、または肝移植を行った場合
10 自己免疫性肝炎	17 自己免疫性肝炎	(同上)
11 原発性硬化性胆管炎	18 原発性硬化性胆管炎	(同上)
12 肝内胆汁うっ滞性疾患	19 胆道閉鎖症	疾病名に該当すれば対象となる
	20 アラジール (Alagille) 症候群	疾病による症状がある場合、治療を要する場合、または肝移植を行った場合
	21 肝内胆管減少症	(同上)
	22 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合、または肝移植もしくは小腸移植を行った場合
	23 先天性多発肝内胆管拡張症 (カオリ (Caroli) 病)	疾病による症状がある場合、治療を要する場合、または肝移植を行った場合
	24 先天性胆道拡張症	(同上)
13 先天性肝線維症	25 先天性肝線維症	(同上)
14 肝硬変症	26 肝硬変症	(同上)
15 門脈圧亢進症	27 門脈圧亢進症 (バンチ (Banti) 症候群を含む)	(同上)
16 先天性門脈欠損症	28 先天性門脈欠損症	(同上)
17 門脈・肝動脈瘻	29 門脈・肝動脈瘻	(同上)
18 クリガラ・ナジャー症候群	30 クリガラ・ナジャー (Crigler-Najjar) 症候群	(同上)
19 遺伝性脾炎	31 遺伝性脾炎	体重増加不良、成長障害、易疲労性、反復する腹痛発作、慢性的脂肪便のうち一つ以上の症状が認められる場合
20 短腸症	32 短腸症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合、または肝移植もしくは小腸移植を行った場合
21 ヒルシュスプリング病および類縁疾患	33 ヒルシュスプリング (Hirschsprung) 病	(同上)
	34 慢性特発性偽性腸閉塞症	(同上)
	35 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	(同上)

大分類		細分類		状態の程度
		36	腸管神経節細胞僅少症	(同上)
22	肝巨大血管腫	37	肝巨大血管腫	疾病による症状がある場合、治療を要する場合、または肝移植を行った場合 疾病名に該当すれば対象となる
23	総排泄腔遺残	38	総排泄腔遺残	
24	総排泄腔外反症	39	総排泄腔外反症	(同上)

(先天異常症候群)

対象となる疾病の状態の程度

本文中「基準(ア)」「基準(イ)」「基準(ウ)」「基準(エ)」とは、それぞれ次に掲げる基準をいう。

基準(ア)	症状として、けいれん発作、意識障害、体温調節異常、骨折または脱臼のうちいずれか一つ以上続く場合
基準(イ)	現在の治療で、強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬のいずれかが投与されている場合
基準(ウ)	治療で、人工呼吸(人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするもの)、酸素療法、胃管・胃瘻・中心静脈栄養等による栄養のうち一つ以上を行う場合
基準(エ)	腫瘍を合併し、組織と部位が明確に診断されている場合。ただし、治療から5年経過した場合は対象としないが、再発などが認められた場合は、再度対象とする。

13 先天異常症候群

大分類		細分類	状態の程度
1	先天異常症候群	1 コフィン・ローリー (Coffin-Lowry) 症候群	基準 (ア) を満たす場合
		2 ソトス (Sotos) 症候群	基準 (ア)、基準 (イ)、基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合
		3 スミス・マギニス (Smith-Magenis) 症候群	基準 (ア)、基準 (イ) 又は基準 (ウ) を満たす場合
		4 ルビンシュタイン・テイビ (Rubinstein-Taybi) 症候群	基準 (ア)、基準 (イ)、基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合
		5 歌舞伎症候群	基準 (ア)、基準 (イ) 又は基準 (ウ) を満たす場合
		6 ウィーバー (Weaver) 症候群	基準 (ア)、基準 (イ)、基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合
		7 コルネリア・デランゲ (Cornelia de Lange) 症候群	基準 (ア)、基準 (イ) 又は基準 (ウ) を満たす場合
		8 ベックウィズ・ウィーデマン (Beckwith-Wiedemann) 症候群	基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合
		9 アンジェルマン (Angelman) 症候群	基準 (ア) 又は基準 (ウ) を満たす場合
		10 5p-症候群	基準 (ア)、基準 (イ) 又は基準 (ウ) を満たす場合
		11 4p-症候群	(同上)
		12 18トリソミー症候群	(同上)
		13 13トリソミー症候群	(同上)
		14 ダウン (Down) 症候群	基準 (ア)、基準 (イ)、基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合
		9から14に掲げるもののほかの、常染色体異常 (ウィリアムズ (Williams) 症候群、プラダー・ウィリ (Prader-Willi) 症候群を除く)	(同上)
		16 CFC症候群	(同上)
		17 マルファン (Marfan) 症候群	基準 (イ) 又は大動脈瘤破裂の場合もしくは破裂が予想される場合
		18 コステロ (Costello) 症候群	基準 (ア)、基準 (イ)、基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合
		19 チャージ (CHARGE) 症候群	基準 (ア)、基準 (イ) 又は基準 (ウ) を満たす場合

14 皮膚疾患群

大分類		細分類		状態の程度
1	眼皮膚白皮症（先天性白皮症）	1	眼皮膚白皮症（先天性白皮症）	下記の条件を満たすこと ①全身性白皮症、眼皮膚白皮症であること ②症候型眼皮膚白皮症（ヘルマンスキー・パドラック(Hermansky-Pudlak)症候群、チエディアック・東(Chédiak-Higashi)症候群ならびにグリセリ(Griscelli)症候群)を除く
2	先天性魚鱗癬	2	水疱型先天性魚鱗癬様紅皮症（表皮融解性魚鱗癬）	感染の治療で、抗菌薬・抗ウイルス薬・抗真菌薬等の投与が必要となる場合
		3	非水疱型先天性魚鱗癬様紅皮症（常染色体劣性遺伝性魚鱗癬）	(同上)
		4	道化師様魚鱗癬	(同上)
		5	ネザートン(Netherton)症候群	(同上)
		6	シェーグレン・ラルソン(Sjögren-Larsson)症候群	(同上)
		7	2から6に掲げるもののほかの、先天性魚鱗癬	(同上)
3	表皮水疱症	8	表皮水疱症	常に水疱びらんがあり、在宅処置として創傷被覆材（特定保険医療材料）を使用する必要がある場合
4	膿疱性乾癬(汎発型)	9	膿疱性乾癬(汎発型)	治療が必要な場合。ただし軽症型もしくは一過性の場合は対象とならない
5	色素性乾皮症	10	色素性乾皮症	疾病名に該当すれば対象となる
6	レックリングハウゼン病（神経線維腫症Ⅰ型）	11	レックリングハウゼン病（Recklinghausen）（神経線維腫症Ⅰ型）	顔面を含めて多数の神経線維腫症又は大きなびまん性神経線維腫の存在、麻痺や痛み等の神経症状、高度の骨病変のいずれかが認められる場合

4 指定医療機関及び指定医に関するQ & A

Q1 当医療法人は、北九州市と春日市で病院を開設し、いずれも小児慢性特定疾病の診療を行う予定ですが、指定医療機関の申請先はどちらになりますか。

A1 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市となりますので、申請は北九州市と福岡県の両方に必要です。

Q2 当病院（久留米市所在）では、県外からの小児慢性特定疾病の患者さんも診療を行っていますが、医療機関の指定申請は、患者さんの所在地の自治体に申請が必要ですか。

A2 必要ありません。貴院の所在地である久留米市に申請してください。

Q3 当病院では、小児慢性特定疾病の診療を行っているため指定医療機関の指定申請を行う予定ですが、診療を行う医師は必ず指定医の申請が必要ですか。

A3 小児慢性特定疾病の医療費助成制度を利用するためには、医療機関として指定を受ける必要がありますが、診療は指定医でなくてもできます。ただし、医療意見書を作成する医師は、指定医の指定を受けなければなりません。

Q4 A病院（福岡市）とB病院（古賀市）の両方に勤務し、いずれの病院でも小児慢性特定疾病の患者さんの意見書を書く予定がありますが、指定医の申請先はどちらになりますか。

A4 実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市となりますので、申請先は福岡市と福岡県の両方に必要です。

Q5 C病院(飯塚市)とD病院(行橋市)の両方に勤務し、いずれの病院でも小児慢性特定疾病の患者さんの意見書を書く予定がありますが、それぞれの所属病院ごとに申請が必要ですか。

A5 いずれの所在地も福岡県が管轄する住所地の病院のため、主たる勤務先を記載した申請書一通の申請で結構です。

Q6 非常勤で週一日勤務し、小児慢性特定疾病の医療意見書を作成する予定ですが、この場合でも指定医の指定申請が必要ですか。

A6 医療意見書の作成を行う場合は、診療の従事日数に関係なく、指定医の指定を受ける必要があります。

Q7 E病院(福岡市)に勤務し、小児慢性特定疾病の医療意見書を作成するとともに、特定疾病(難病)の臨床調査個人票を作成する予定です。それぞれに、指定医の指定申請手続きが必要ですか。

A7 小児慢性特定疾病は「児童福祉法」、特定疾病(難病)については「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく制度になります。小児慢性特定疾病の指定医については、実施主体である福岡市へ、特定疾病(難病)の指定医については、都道府県が実施主体であるため、福岡県への申請が必要です。